



平成28年10月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

子育て座談会 総括



子育て問題について特集をしてきたけれど、

①保育園など預入の問題 ②子育てとお金の問題 ③仕事との両立 などの社会問題が身近な問題として浮き彫りになったね。



子供をとりまいては選挙権年齢の引き下げ、民法の成年年齢引き下げ案などが話題になっているし、今月から子育て世代の方が影響されると思われる社会保険適用対象の拡大がはじまって戸惑っている人も多いかもしれないね。



一方で、企業が子供手当や家族手当を改善する動きもみられ、子育てを支援しようという意識は広く浸透しているよ。



さらに一方で、テレビで貧困を訴えた女子高生を「本当は貧困じゃないのでは」というネットでのバッシングなどがあり、社会の不寛容も根強いよ。



バッシングをする人はその人自身が抑圧されていたり、不平等感を持っているからとも思うので、なんとも切ない話だよ。子供や高齢者を労わるという個々人の言動が求められるよ。



問題を整理すると、①安心して預けられる保

育園や幼稚園があり、②教育や子育てに過大な費用がかからず、③職場においても子育てに寛容な環境であれば、子育てをしやすい社会ということか。官民・公私ともに出来ること・やるべきことがありそうだ。



司法書士も業界として社会問題に対して意見を述べたり、個々人の事務所では子育て世代のお客さんへの配慮を啓蒙したりしていきたいね。



そう、今回の座談会ではまだ幼いお子さんをもつ人からまもなく成人するお子さんをもつ人まで様々な世代の子育てを聞くことができたので、この20年でもずいぶん変わってきていることがわかった。すなわち、これからの20年をよく変えていくことも可能だということだよ。



おお、頼もしいね。子育て座談会に参加してくれた司法書士は皆「環境を整えば子供はもっと欲しい」と言っていた。どんなに子育てが大変でも、それ以上のものが得られるとも。子供をもたない人も、子育てが終わった人も含めて社会全体で「子育て」を考えていけるとよいよね。

成年年齢引き下げと消費者問題

選挙権年齢が18歳に引き下げられたのは記憶に新しいですが、現在は民法で定義される「成年」の年齢を20歳以上から18歳以上に改正する動きが強まっています。「成年」になると、成熟した大人と同じ法律上の責任が課されることとなります。悪質な事業者が勧誘行為を行う際に年齢を確認するのはこのため、20歳を超えた学生や若年層を狙った悪質商法は身近に存在します。札幌近郊においても、「消費者金融でカードをつくってくれば2万円渡す。絶対に迷惑をかけない。他の皆もカードをつくった」などと部活の先輩などに言われて170人近くの若者がカ

ードを作ってしまう、結果消費者金融への借金を負ってしまったり(ローンカードの名義貸し)、起業や就職活動用の成功のノウハウDVD(情報商材)を、消費者金融から借入れをさせて高額で買われたりする事件が発生しています。こうした勧誘では「親に言うとは違約金を支払わせる」などと情報遮断がなされ、若者は大人に相談できずに被害にあったり、被害の発覚が遅れたりします。成年年齢が引き下げられると、18、19歳の若者がこのような業者に狙われることは想像に難しくありません。成年年齢引き下げには問題があり、下げるのであれば若年層を保護する法制度が求められます。

司法書士会からの おしらせ

札幌司法書士会では下記の要領で市民向け無料セミナーを開催します。

平成28年11月19日（土曜日）

場所 札幌市教育文化会館

第1部 「遺言の書き方教室」

13:00～14:30

第2部 「アパート経営を長く続けるためのセミナー」

15:00～16:30

参加申込みが必要です。詳しくは札幌司法書士会ウェブサイト「イベント情報」をご参照ください。

<http://www.sihosyosi.or.jp/>

お電話はこちらまで 011-281-3505

遺言書のススメ

きりばたけ通信では、定期的に遺言書のススメを記事で紹介しております。

なぜこんなに遺言書をススめるのか。

それは司法書士は土地や建物を持っている人が亡くなった際に、その登記名義を変更する「相続登記」という業務を日常的に行っていて、遺言書がないばかりに大変なことになるケースを目の当たりにしているからです。

もちろん、遺言書がなくてもご遺族のみなさまが滞りなく手続きをすることが大半ですし、遺言書があるばかりに揉めてしまっているというケースもあり、ケースバイケースではあります。

そこで、遺言書を書いておいた方がよいだらうと想定される一般的なケースをあげてみます。

遺言書を書いておいた方がよいと思う人

- ① 子供がいない人
- ② 離婚又は再婚の経験がある人
- ③ 内縁の妻・夫がいる人
- ④ 相続人がいない人
- ⑤ 事業をしている人

遺言書を書いておいた方がよいと思うケース

- ① 相続人の間で意思疎通が難しそうな場合（後妻と前妻の子など）
- ② 相続人同士の仲が悪い場合
- ③ 相続人が外国にいる場合
- ④ 連絡先のわからない相続人がいる場合
- ⑤ 障がいやその他の理由で、相続人の中に判子を押すのが難しそうな人がいる場合
- ⑥ 特定の相続人や相続人ではない人（法人）に遺産をあげたい場合 などなど・・・

また、生前の関係からつい「親の金は自分のもの」と思ってしまうがちな場合でも、遺言書があることで、「親の金は親のものである」という立ち位置で考えることが出来る効用もあるように思えます。

まずは上記市民セミナーで遺言書を身近に感じてみませんか？ご参加をお待ちしております。

家族信託って何？

最近、「信託」「家族信託」という文字が新聞や雑誌や様々なセミナーなどで見かけます。「カネのない人には関係ないのでは・・・」「何か胡散臭いのでは・・・」という印象をお持ちかもしれません。

信託制度は確かにややこしいですが、今までの法律では実現が難しい方法の財産の利用や活用、承継について定めることが出来る制度です。例えば、「私の名義のこの家は、私が亡くなった後は配偶者に使用させ、配偶者が亡くなった後は私の弟に渡して使わせたい」など、二次承継の指定などが可能です。

相続関係が複雑な方や、LGBTで家族関係が法律上認められない人、障がいのある家族を守りたい人などの選択肢の一つとなりうる制度です。もちろん、税金面などから慎重にプランニングする必要があり、1人1人のニーズに合わせてオーダーメイドをする制度です。

きりばたけでも制度のメリットデメリットや、参考事例や順次ご紹介していこうと思います。

左記のセミナーにおいては第二部で、収益資産をもっている人むけではありますが、信託制度の基本をご紹介します。ご興味のある方はぜひお越しください。

編集後記

最近、学生時代の友人と会う機会が増えました。歳をとればとるほど学生時代の友人と会う機会が増えると誰かが言ってましたが、そのとおりですね。就職・結婚後から会う機会が減り始め、子育てを終えた頃からまた、気兼ねない楽な古い友人との関係が心地よくなるのでしょうか。しかし、若い頃は恋やファッションの話が中心でしたが、最近は病気や薬や加齢の話です。どんどん加齢ジョークが楽しくなってきました。親世代の介護や相続の話題にもなり、司法書士は会話をリードできて、ちょっとだけ見直されます。恋の話でリードできなかったあの頃のリベンジです。(K, T)